

# 新潟縣公民館月報

発行人  
 新潟縣公民館連絡協議会  
 新潟縣教育廳  
 社会教育課四(電話7954番)  
 八月号

## ヤヒコ村

### 或る日の学級



影遠地実習

## 青年への理解と愛情を ——青年学級への道——

青年学級は、学校制度とは別個れば……とか「私共がどんなに社会教育のための一事業であり、手を見ても、青年が喜んで集るむし種々の制約の為に高等学校の行けない、勤労青年のための教養施設であります。それは、勉学の意欲にも欠ける勤労青年の自発的な意欲により創設されることと本質とするものであって、その学級内容も、実際の運営も、勤労青年の希望に基づいて行われるものであります。従って、勤労青年の自発的意欲」ということが何よりも先決問題であり、前提とならねばなりません。

ところで、青年には果してまほらうとする意志があるのでしょうか地方でよく耳にするのは、「青年達にもう少しやる気があってくれ

青年学級は、学校制度とは別個れば……とか「私共がどんなに社会教育のための一事業であり、手を見ても、青年が喜んで集るむし種々の制約の為に高等学校の行けない、勤労青年のための教養施設であります。それは、勉学の意欲にも欠ける勤労青年の自発的な意欲により創設されることと本質とするものであって、その学級内容も、実際の運営も、勤労青年の希望に基づいて行われるものであります。従って、勤労青年の自発的意欲」ということが何よりも先決問題であり、前提とならねばなりません。

男	感じる	教	養	27
		技	能	70
	感じ	教	養・技能	50
		不	無	31
	無	記	入	3
		計		18
計				194
女	感じる	教	養	11
		技	能	23
	感じ	教	養・技能	7
		不	無	24
	無	記	入	1
		計		24
計				90

### 技能・教養の不足感

青年は教養の不足を強く感じ、仕事は進めてゆくための技能を求めているのです。この青年の本望の希いが、何故土壌の先鞭に通じないのでしょうか、ここに真の青年学級開設の重大問題がひそんでおると私は考えます。

今、青年は古い大人を信頼出来ていない。

封鎖的な社会のしきたりが、青年を消極的な被動に押し込み、青年も又古い社会規制力にまかれて、正しい意欲を表現する力まで待っていない。

## 論壇

### 本県の青年学級

山宮 作市

○「青年学級」は成長の段階において、法律や行政の影響をうけていない。いわば青年の自由な向上心が結びあって、教育の技術や行政の配慮にかわりなく、自然発生的に芽生えたものとみてよい。

その「青年学級」に、現に全国四万人の勤労青年が学んでいる。たのもしき限りというべきである。

○みるがえって本県の青年学級は(三〇・八〇)、家庭二百八十七

昭和二十七年年度、在籍者一万九千人、学級数三百八十一、学級生指された講師三千八百七十一、授けられた経費千五百七十一万円といふ数字になり、今後なお発展の趨勢をたどらうとしている。これを全日制高校三万九千、定時制高校一万七千の在籍者と対比して、正に青年教育の三天分野の一つを占めて、翻していると言っても過言ではなからう。

○更に講座の内容は注目し、昭和二十七年年度講座数四百三十三、そのうち、一般教養三百四十八の性質上、経営忍耐と努力の必要なきことば言までもない。しか

中の一つに「あなたは今の職業について、自分の教養の不足とあるいは仕事を進めてゆくための技能の不足とを感じますか。」

技能の不足とを感じますか。

あるいは仕事を進めてゆくための技能の不足とを感じますか。

一方これとは反対の結果が、国立教育研究所青年教育部の調査の結果に現われています。調査項

成程、たが口元や短鎖の上で、民主主義を解しているを新し、生活は依然として一歩も変わっていない大人を青年は見ている。真実を追求して止まない青年は、訴える処もなく黙って一人悩んでいきます。

この問題の解決を放置して、大人の手で如何に青年学級を仕組んでも、それは本物とはなり得ないでしょう。青年を愛し、青年を尊重する社会の建設、青年から頼まれ信頼される大人の養成を忘れては、真の青年学級への道は永遠に拓かれることはないでしょう。

告

臨時増刊号を発行するとして、いつかは、かねてから編集委員会が出、その機会をわらうていました。たまたま青年学級振興法が国会に上程され、青年学級振興法の実現も時間の問題となつた。今、公明館は当然これが受入態勢を整えなければならない必要に迫られて来ました。なお時と同じくして第四回新潟県公民館大会が開かれることになりましたので、この機会に、青年学級の問題を中心とする特集を刊行し、大会への贈物とすると共に、併せて月末発行から一季に月始めの発行に切替えようとの取り切った企画の現れが、この特集です。一層の徹底と細鞭を祈願いたします。

編集の揮毫は岡田知事

# 青年学級振興法案

勞青年教育がわが國の産業の振興に寄与し、且つ、民主的文化的な國家を建設するための基盤をなすものであることにかん

青年学級振興法案は六月二十九日閣議提出で衆議院七期、文部委員会に付託された。また参議院に對しては準備會議が要求され、文部委員会に付託された。同法案は過去に暫否両論が対立し、シヤナリストのとりあへることとなり或は日本青年協議会(日青協)が賛成から反對に豹変し反對を叩きつけており、一方全日本社会教育連合会、PTA全国會と共に我等の全全進歩的法制化促進に邁進して来たものであり、廿七日衆議院を通過し問題は一参議院に移つたものである。

## 衆議院通過

### 参議院にて審議中

**第一章 総則**

**第一条** 本法は、社会教育法(昭和二十四、機會の供与)

**第二章 青年学級の開設及び運営**

**第三条** 青年学級の開設及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて國家及び社會の有爲な形成者の育成に寄与することを目的とする。

**第四章 附則**

**第十四条** この法律において「青年学級」とは、勤勞に従事し、又は従事しようとする青年(以下「勤勞青年」といふ)に對し、實際生活に必要な職業又は家事に關する知識及び技能を得得させ、並びにその一般的教養を向上させることを目的として、この法律の定めるところにより市(特別区を含む。以下同じ)町村が開設する事業をいふ。

**第十五条** 青年学級の基本方針(青年学級の基本方針)

**第十六条** 青年学級は、勤勞青年の自主性を尊重し、且つ、勤勞青年の生活の実態及び地方の実情に即応して、開設し、及び運営するに努めなければならない。

**第十七条** 青年学級による教育を受ける

對し、青年学級の開設を申請することができる。

2 前項の申請をする場合には、左に掲げる事項を記載し、且つ申請者全員が署名した申請書を提出しなければならない。

一 開設期日

二 開設場所

三 学習内容

四 学習時間

五 学習時間数

六 申請者の氏名及び住所

七 代表者の氏名

3 前二項に定めるもののほか、青年学級の開設の申請に關し必要な事項は、市町村の教育委員会規則で定める。

**第八条** 市町村の教育委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、その申請に係る青年学級の開設するか又は開設しないかを決定し、その旨を代表者に通知しなければならない。この場合において青年学級の開設を決定するについては、あらかじめ、市町村長と連絡し、当該市町村の財政事情を考慮するものとする。

(開設の公示)

**第九条** 市町村の教育委員会は、青年学級の開設を決定したときは、左の各号に掲げる事項を公示しなければならない。

五 開設場所

六 学習内容

七 学習時間数

八 学級生の募集に關する事項

九 その他の必要な事項

2 第六条の規定による申請に係る青年学級については、前項各号に掲げるもののほか、代表者の氏名をも公示しなければならない。(青年学級主事)

**第十条** 実施機關に青年学級主事を置く。

2 青年学級主事は、市町村の教育委員会の事務局又は市町村の教育委員会の所管に屬する教育機關の職員のうちから、これを命ずる。

3 青年学級主事は、上司の命を受けて、青年学級に關する職務をつかさどり、学級生の指導に當る。

(青年学級講師、青年学級講師補佐)

**第十一条** 実施機關に青年学級講師を置く。

2 実施機關に青年学級講師補佐を置くことができる。

3 青年学級講師は、学級生の教育を掌らうとする。

4 青年学級講師補佐は、青年学級講師の職務を助ける。

(禁止行為)

**第十二条** 実施機關は、青年学級に對して、左の各号に掲げる行為を行つてはならない。

一 もしくは營利を目的として

二 特定の政黨その他の政治的団体の利害に關する事業を行い、又は公私の選挙に關し特定の候補者を支持し若しくはこれ反對すること。

三 特定の宗教を支持し、又はこれ反對すること。

(指導、助成)

**第十三条** 文部大臣及び都道府県の教育委員会は、青年学級の開設及び運営に關し、市町村の教育委員会に對し、専門的、技術的な指導又は助成を要することのできる。

(禁止)

**第十四条** 市町村の教育委員会は、青年学級の開設及び運営に關し、市町村の教育委員会に對し、専門的、技術的な指導又は助成を要することのできる。

(罰則)

**第十五条** 市町村の教育委員会は、前条第一項の規定による命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に處する。

第三條 國の補助

**第十六条** 國は、左の各号に掲げる要件をなせる青年学級の開設する市町村に對し、予算の範圍内、その運営に要する経費の三分の一以内を補助すること。

一 学級生が三十人以上であること。

二 開設期間が一年以上であること。

三 学習時間数が年間百時間以上であること。

四 学習が継続的に行われること。

(三回一週)

と。但し、当該地方の実情によりその系統が困難であると認められる期間については、この限りでない。

五 次条各号の二に規定する資格を有する青年学級主事が担当すること。

六 第二十条第二項各号の二に規定する資格を有する青年学級講師三人以上が担当すること。但し、青年学級講師三人のうち一人は同条第二項各号の二に規定する資格を有する青年学級講師補佐をもつて定むる。

第十九条 前条第五号の青年学級主事の資格は、左に掲げるものとする。  
一 大学に正任以上在学して六十二単位以上を修得したこと  
二 教育職員の高通算免許又は仮免許状を有すること  
三 社会教育主事、司書又は学芸員となる資格を有すること  
四 公民館、図書館又は博物館の職にあり、又はあつたこと  
五 教育委員会の事務局長又は教育委員会の所管に属する教育機関の事務職員若しくは技術職員の職(教育委員会設置届出のこれらに相当するものを含む)又は児童館における文部大臣の指定する職の二又は二以上にあつたこと、その年数が通算して三年以上あること。

第二十條 第十八条第六号の青年学級講師の資格は左に掲げるものとする。  
一 前条各号の二に該当すること。  
二 前条第六号に掲げる職にあつたこと。  
三 三年以上社会教育関係団体に於ける文部大臣の指定する職にあつたこと。  
四 青年学級講師となるのに十分な学識経験を有する者である旨の都道府県の教育委員会の認定を受けたこと。

第二十一條 都道府県が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の規定により、青年学級の開設及び運営に要する経費を補助する場合においては、文部大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第二十二條 国は、補助金の交付を受けた市町村が左の各号の二に該当するに至つたときは、当該年度の補助金の全部又は一部を返還させることができる。  
一 この法律若しくはこの法律に基き命令又はこれらに基いてした処分違反したとき。  
二 補助金交付の条件に違反したとき。  
三 虚偽の方法により補助金の交付を受けたことが明らかになつたとき。  
四 当該補助に係る青年学級が第十八条各号に規定する要件を反し、若しくは、又は第十三条第一項の規定により廃止された場合において、当該青年学級に係る補助金についても、また前項と同様とする。

第二十三條 この章に定めるものを除くほか、国が補助する場合の経費の範囲、補助金交付の手続その他国の補助に關し必要な事項は、政令で定める。

業は、何人もこれを開設することができ。

第二十四條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第二十五條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第二十六條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第二十七條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第二十八條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第二十九條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第三十條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第三十一條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第三十二條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第三十三條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第三十四條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第三十五條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第三十六條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第三十七條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第三十八條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第三十九條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第四十條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第四十一條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第四十二條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第四十三條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第四十四條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第四十五條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第四十六條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第四十七條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第四十八條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第四十九條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第五十條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第五十一條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第五十二條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第五十三條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

第五十四條 青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができ。

青年学級用テキスト

★国語科★  
緑につつまれて  
心のともしび  
愛と真実  
各冊  
B6 100頁  
40円

★社会科★  
新しい家・良い家庭  
青年議会  
自然と人間  
人類の文化  
各冊  
A5 100頁  
50円

★家庭科★  
住居(すまい)  
食物(たべもの)  
衣服(いふく)  
仕事と健康  
各冊  
A5 110頁  
50円

★家庭科別冊★  
新生活と仕事着  
新生活と洋裁篇  
新生活と仕事着  
その二 和裁篇  
各冊  
R5 86頁  
90円

★職業科★  
珠算  
簿記  
農業経営  
英語  
各冊  
B5 90頁  
B5 90頁  
近刊  
近刊

新潟市越後自治会館内  
新潟縣官報販賣所  
新潟縣社会教育協会  
新刊

号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 青年学級の奨励に関する。

第二十二号中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを順次二号づつ繰り下げ、同条を第一号として次の一号を加える。

一 青年学級を実施すること。

第四十号中「都道府県の教育委員会」を「市町村の設置する公民館」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館につき、市町村の教育委員会に対し、その事業又は行爲の停止を命ずべき旨を勧告することができる。

第四十一号中「前条」を「前条第一項」に、「違反し」を「違反する行爲を」と改める。

第四十七号の次に次の一条を加える。

(青年学級の実施)

第四十七条の二 学校(大学を除く。以下本条において同じ)の管理機関は、その管理に属する学校に対し、その教員組織及び学校の施設の利用に、学校施設の利用による青年学級の実施を求めることができる。

(地方税法の一部改正)

地方税法(昭和二十五年法律第二三六号)の一部を次のように改正する。

第七十八号第一項中「第二十一条の公民館」の下に「青年学級振興法(昭和二十八年法律第二号)第一条の青年学級(以下「青年学級」といふ)に對する國の補助に關して必要な行つた社会教育」の下に「青年学級」を加える。

# 青年学級問答

青年学級と定期講座、社会学級講座等との相違点如何

答 青年学級と公民館の行う定期講座及び学校で開設される社会学級は、その性格において根本的に異なるものではないが、青年学級の性格の特質は、勤労青年の教育の必要に基づいて編成され、且つ勤労青年が自主的にこれに参加し、責任を分担する共同学習の組織であることか、他の講座と違っている。又その対象についても定期講座及び社会学級講座は、住民一般を対象としているが、青年学級は月十五歳から二十歳までの勤労青年を対象とするものである。

青年学級と青年学級の相違点如何

答 定時制高校と青年学級の相違点は次の通りである。

第一十四号の二第一項中「の行事」を「又は青年学級の行事」に「又は生徒」を、「生徒又は学級生」に改める。

勤労青年教育の重要性にかんがみ、社会教育法の精神に基づき、青年学級の開設及び運営並びにこれに對する國の補助に關して必要な規定を設け、その健全な発達を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

1、高校の定時制の課程は、通常の課程に適合することの出来ない青年学級教育の機会を享受しようとする学校教育体系の一環をなすものであるが、青年学級は学校に通学しない一般の勤労青年を対象に教育の機会を享受しようとする社会教育の事業である。

2、学習年限、時間数は、高等学校の定時制課程にあっては、四年以上、年間平均七百四十時間となっており、別に短期課程、別科が設けられているが、青年学級では学習年限、時間数について別段の定めはない。

3、教育内容として高校の定時制の課程は、一般教養と職業教育とを一定の基準に従い、八十五単位を履修するが、青年学級では、必要職能

教育、及び一般教養を地域の要求、青年の要望に即して自由に選択、編成されるものである。

4、資格については、高校では八十五単位を履修すれば高校卒業の資格が与えられるが、青年学級は社会教育の事業であるから、かかる資格を与えるものではない。

以上のような大きな相違があり、それぞれ特色があつて、しかも勤労青年に對して重要な役割をもっており、一方だけあれば足りるというふうなものではないのであつて、両者とも大いに奨励助長される必要がある。

青年学級に對し、いかなる援助がなされるか。

答 現在の青年学級が当面する最大の課題は、経費及び指導者の不足による運営の行詰りであるこれに對し新予算では七十二億九千九百九十九万五千円を計上し、運営費補助をすることとなっている。又指導者の養成のために、指導者講習会を行うこととなっている。

青年学級は青年団に運営させてはどうか。

答 青年学級の運営については、青年学級を受講する学級生の意見を聞き、その協力を得るようにして運営されなければならぬのであつて、この点において青年学級に参加する勤労青年は即として迎えた毎日新聞論説委員その運営においても責任を分担して行つてまいりました。茲に離れて訂正し、御

東京通信工業製

## テーブコーダー

P-2型 75,000円

このP-2型は

- 1本のテープで上下2回吹き込みが出来ます
- 長時間用に切替えますと1回一時間連続可能であります

家庭に音楽を

1枚のレコード、1個のハーモニカが貴方の生活をより楽しく豊かにしてくれます

レコードと楽器 名曲堂

新潟市古町五 TEL 4986番

# 青年学級の諸問題 (其の一)

## 猪 股 武 雄

本年七月三日の読報新聞に、「その受難者数は一七、一九八人に教育計画及び開設上の留意点について述べた。」

### 青年学級は学校でない。

働く青年たちが日常生活の上での要求と疑問を端的に解決するため、青年の中心に生れてきた働き者の学級が掲揚してあつた。そして、政治が如何に働く青年の教育を導くかを警告している。

青年学級は終戦後の混乱の中からは見失つて解決策を考へる場である。立ち上らんとした青年有志が、青年同好や、青年教育に関心をもち、青年教育の中心をなしている。

青年学級は終戦後の混乱の中からは見失つて解決策を考へる場である。立ち上らんとした青年有志が、青年同好や、青年教育に関心をもち、青年教育の中心をなしている。

青年学級は終戦後の混乱の中からは見失つて解決策を考へる場である。立ち上らんとした青年有志が、青年同好や、青年教育に関心をもち、青年教育の中心をなしている。

青年学級は終戦後の混乱の中からは見失つて解決策を考へる場である。立ち上らんとした青年有志が、青年同好や、青年教育に関心をもち、青年教育の中心をなしている。

青年学級は終戦後の混乱の中からは見失つて解決策を考へる場である。立ち上らんとした青年有志が、青年同好や、青年教育に関心をもち、青年教育の中心をなしている。

青年学級は終戦後の混乱の中からは見失つて解決策を考へる場である。立ち上らんとした青年有志が、青年同好や、青年教育に関心をもち、青年教育の中心をなしている。

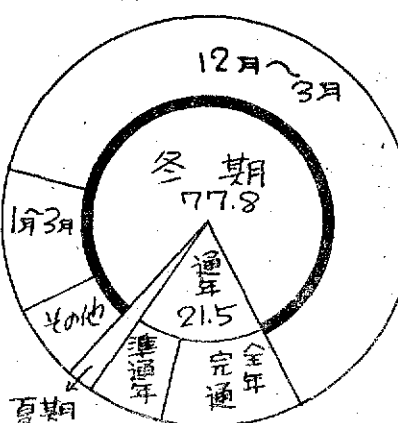
青年学級は終戦後の混乱の中からは見失つて解決策を考へる場である。立ち上らんとした青年有志が、青年同好や、青年教育に関心をもち、青年教育の中心をなしている。

青年学級は終戦後の混乱の中からは見失つて解決策を考へる場である。立ち上らんとした青年有志が、青年同好や、青年教育に関心をもち、青年教育の中心をなしている。

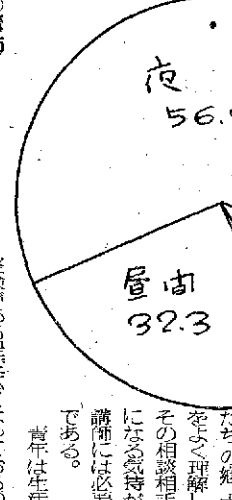
青年学級は終戦後の混乱の中からは見失つて解決策を考へる場である。立ち上らんとした青年有志が、青年同好や、青年教育に関心をもち、青年教育の中心をなしている。

になるわけで、これらの集約され講師の講義一天張りで行けば、たものが教室での青年学級という程、学校教育形態になり、あるべき青年学級の空からは感ずる。現状では小中学校、公民館、公

超短波放送聴取電内現況は、かかる趣に大勢集めて教



青年学級に学ぶ者は生徒でも学生でもない社会人であることよく考へ、青年たちの郷土をよく理解しその相談相手になる覚悟が講師には必要である。



⑦講師 廿七年末の調査では専任教師一七九人兼任一、九一六人で、一学年あたりの研究の糸口を与えてやるという態度が要求されるわけではなく、市町村内のあるる方面から、最も適切な指導者を導き出してはならない。山形県のある青年学級で、村の自転車屋の主人がモーターの分解掃除を指導していたのを参観したことがあったが、こういう所に校外青年たちの魅力があるのではないかと思つた。

その大部分は冬季であり、而も大した十四の青年学級の片は次表の部分が夜間行われてをりこれは全体的傾向でもある、このことは「教育計画」とも関連をもつてくるが、学級が年間継続的に行われることが望ましく、この点については法案でも、国庫補助の要件として重視されているようである。

町村費(円)	町村費(円)	町村費(円)	町村費(円)	町村費(円)	町村費(円)	町村費(円)	町村費(円)
142,200	227,600	104,200	22,000	8,090	37,000	105,000	37,000
35	146	105	25	38	65	147	108
72	70	380	69	70	207,840	96,200	42,150
150	303	180	748	620	170	162	15,300

農業改良普及員が講師として講座を担任しているところは、六五地区中(未回答三地区)一九地区凡そ四〇名位に及んでをり、学校教師と其にその過半については充分考へてゆかねばならない。な山村村における講師難の一助として県の教育が行われるが、このことは他の機会にゆずりたい。(次頁に続く)

公民館職員的身分確立近し

本案は全国公民館協議会事務局作成の試案である。なほ幾多の問題をはらんでいるところであるし、我等公民館人の関心事である。青年各級振興法案も既に提議されている……次はこの公民館法の制定であらう。一般の議論をたかめるために、参考ともなはばここに紹介し、御意見を待つものである。

公民館法試案

目次

第一章 総則

第二章 公立公民館

第三章 私立公民館

第四章 雑則

第一章 総則

【目的】

第一条 この法律は、社会教育法の

精神に基き

公民館の設置及び運営

に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図るとする

【公民館の目的】

第一条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために教育

芸術及び文化に關する各種の事業

業を行い、もつて住民の生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

【公民館の定額】

【公民館の設置】 第四条 公民館は、第二条の目的を達成するため、おおむね左の各号に掲げる事業を行う。但しこの法律又は他の法令によつて禁止されたものはこの限りでない。

【公民館の事業】 第六条 公民館は、次の行為を行つてはならない。一、もたらす利益を目的として事業を行い、特定の利益事業に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること

【公民館の指導】 第七条 文部大臣及び都道府県の教育委員会、公民館の運営その他に關し、必要な指導及び助言をすることが出来る。

【公民館の職務】 第十二条 公立公民館館長及び公民館主事を置くものとし、また公民館主事、事務職員その他必要職員を置くことができる。

【公民館の資格】 第十三条 左の各号の一に該当する者は、館長となる資格を有する。一、大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、且つ五年以上公署における文部大臣の指定する社会教育に關係のある職にあつた者

【公民館の職務】 第十四条 左の各号の一に該当する者は、公民館主事となる資格を有する。一、大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者

【公民館の職務】 第十五条 公民館主事の職務を修了した者

一、公民館の職員の要する経費  
 二、公民館の行う定期講座の開設に要する経費  
 三、公民館の設備及び備品に要する経費

2 前項各号の経費の範圍その他補助金の交付に關し必要な事項は政令で定める。

【都道府県の補助】

第二十条 都道府県は、公民館を設置する市町村に対し、公民館に要する経費の一部を補助することができる。

2 文部大臣は前項の規定により補助する都道府県に対し、補助金の額その他必要な事項に關し報告を要求することができる。

【補助金の返還】

第二十一条 国の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

一、公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてしれ処分を違反したとき  
 二、公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第六に掲げる目的以外の用途に利用されたとき  
 三、補助金交付の条件に違反したとき

四、設備の方法で補助金の交付を受けられたとき

【罰則】

第二十七条 第六条の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反したものは一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

【私立公民館の設置】

第二十三条 公民館を設置しようとする法人又は設置する法人は公民館を設置し、又は廃止しようとするときはあらかじめ、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出に關し必要な事項は都道府県の教育委員会規則で定める。

第二十三条 私立公民館に館長を置くものとし、また第十二条の規定に準じその他必要な職員を置くことができる。

【国及び地方公共団体との関係】

第二十四条 国及び地方公共団体は私立公民館の事業に干渉を加え又は私立公民館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十五条 文部大臣及び教育委員会、私立公民館に対しその求めに応じてその事業に必要な物資の確保につき援助を行い及び指導資料の作成並びに調査研究のために必要な報告を求めることができる。

【罰則】

第二十七条 第六条の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反したものは一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

【附則】

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に存する従前の規定による公民館は、この法律によって設置された公民館とみなす。

3 この法律施行の際、現に従前の規定により市町村の設置した公民館の館長の職にある者は、第十三条の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は館長となる資格を有するものとする。

4 前項の規定により館長となる資格を有する者及びこの法律施行の際、現に従前の規定により市町村の設置した公民館の職員に相當する職にあるものは、第十四条の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、公民館主事となる資格を有するものとする。

5 左の各号の一に該當する者は第十三条の規定にかかわらず、当分の間館長となる資格を有するものとする。

一、高等学校若しくは文部省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、十年以上教員若しくは社会福祉事業若しくは文部省令で定める社会教育に關係のあるその他の事業

10 その他(略)

11 その他(略)

●長い間論議の的となっていた「青年学級」法制化も廿七日衆議院を通過した。あとは参議院であるが、会期の關係でどうなることが予備審査をして来たのだから、急遽成立することになるかも知れない。

●ところで、公民館の単行法は、いつになったら提出されるであろうか。今次運でも折角法案を発表しているのだから、早くこれを実現せしめたいものだ。

●青年学級法案には青年学級主事の規定がある。公民館主事より一足さきき法的根拠が与えられそうである。

●こんなことは正に逆であらう。青年学級の大部分が公民館によって行なわれているとき、青年学級主事に公民館主事が當るのが實際であらう。冗費よききに弟が認知されるようなものだ。

●青年学級法案が成立するか否かは、本紙が発行される頃にははっきりしていよう。たとえ審議未了とならうとも、捲土重来を期し次の国会を待つことだ。

●二階に公民館法案の提出についても、手をその合せて運動しようではないか。向後の變なく、専心事に當られるまじに職員規定を入れることだけでも一歩の前進である。

# 寫眞技術専門の店!

- 公民館の自作スライドには特に御勉強致します。
- 当店は東京写真大学卒業の技師を有しています。

古町支店 (古七根谷小路)  
**8月8日開店**

株式会社 山口寫眞機店

新潟市東中通一番町(TEL3380)

# 青年学級法案の論點

問 青年学級は青年の手による自主的運営でなければならぬ。法律をもつて画一的官僚制制化すべきものではない。これは教育行政の地方分権の精神にも反するものであり、義務設置に等しくすなり、自発性を失い社会教育の天下りの形式と中央集権化を呼ぶものではない。

答 青年学級の運営に關しては青年の自主性を認め、青年が主体となつてその運営に参加するのでなければその効果を期しなかつたといふ處については全く同意である。青年学級が官僚的な運営におちいらぬよう青年学級の法制化が必要なのである。

よ 提案中の青年学級振興法案には、青年学級は青年の自主性を尊重して運営すべきことを第三條に明記し、又青年の側から自主的に青年学級開設申請する方法等の規定を設け、極力青年学級自主性の確保に努めてい

る。

2 青年学級振興法案には、青年学級の教育内容、運営等を統制するものな何らの規定を設けていない。青年学級振興法案の精神は種々の形態、規模による青年学級が実在することを認め、これがいかなる方法で運営されても自由にまかせるのであるが、ただ國庫の補助金をつける資格を

もつ青年学級は一定の要件をそなへるものでなければならぬといふことを規定しているのであつて、しかもその要件は、学級生が三十人以上であること、年間百時間以上の学習を行うものであること等種々の普通な条件、即ち現在運営されている青年学級の殆んど全部が補助の対象となつて得るに過ぎない。

3 青年学級の具体的な運営の方法として、青年学級運営委員会を設け、その委員中には学級生の代表を参加させ、努めて青年自身で運営する青年学級となつてを期待し、なお、教育内容等も運営委員会を中心として自由に編成されることを期待するものである。

青年学級の法制化は、全國一三〇〇万に及び、勤労青年教育の本質的なしこも根本的な解決策を論ずべき、これを社会教育だけの枠内に限定して、不完全な貧弱なものにとらる体系をつけて行くものであつて、どうか。

1 勤労青年教育の方法として六、三制教育の環たる定時制高等学校の普及を強化し、できる限りその普及を充実にする必要があるが、一面生活経済的條件より、定時制高等学校の教育をさへ、うけられない事情に對しては、青年学級に對する青年教育の方法がとられなければならないのであつて、現に青年学級は、地方農山漁村の具体的な必要から自然発生的に起つて来たものであり、青年学級振興法案は、これら生まれざる勤労青年の教育の財政的援助を子えためのものである。

青年学級の現状は、貧弱であるが故に青年学級振興法による援助を必要とするものであつて、青年学級の形態のまま、できるとを期待し、なお、教育内容等も運営委員会を中心として自由に編成されることを期待するものである。

が、勤労青年として学習のために費し得る大体の時間数である青年が、大部分であつて、青年学級は右のような生活条件にある勤労青年のための学習施設なのである。政府としては、これら勤労青年のために、青年学級をできる限りの充実整備した形態で發達させるために、青年学級振興法の成立を期待しているのである。

3 青年学級振興法を出すことによって、定時制高等学校の教育を廃止し、すべての勤労青年の為の教育施設を青年学級一本で包括しようという考えはない。全國の十五乃至二十五の勤労青年の数は二四二万に及びこのうち現在青年学級の学級生は僅かに一〇〇万に過ぎない。その残余の勤労青年に對しても、定時制高等学校又は青年学級その他何らかの方法によつて、その教養を高めよう機会を與へる必要があるものであつて、定時制高等学校と青年学級は、両々相協力して、勤労青年教育に貢獻すべきである。

今や客観的状況はまったく逆コースの一路をたどる青年学級を法制化して國家主義的官制的利用の具に供する危険性があると思つてどうか。

1 青年学級振興法案は、青年学級育成のために財政的援助をすることが目的であつて、客観的状況が逆コースであるか否かと

かといふことは關連を有するものではない。

青年学級振興法には、その教育内容、運営について自主性を阻害するものな枠をはめるといふが如き事項を含んでいないわけではなく、その運営には努めて青年の自由な参加が得られるように定められているのであるから、青年学級振興法案が成立することによつて、青年を國家主義的官制的利用の具に供する危険があらうはずがない。

2 この際青年学級振興法を出さず、青年学級の國家的助成を考へないで、一千万以上に及ぶ勤労青年を無教養のままに放擲し、政府として何らこれに對する保護的施策を考へない場合は、むしろ青年としては、農村生活の貧窮から不健全な考え方に走るようになる可能性が感ぜられる。

さうして青年学級を法制化することによつて生ずるもの、とも重大な問題として、これを運用して自主的の青年運動に強力な圧力と拘束が加えられる、その發展が阻害されるのではないかと。

青年学級の充実、整備を圖るために一面地域青年団を中心とする自主的の青年運動が衰退に向つていく心配は青年の立場から見れば一応ともな心配と考へられる。しかし、それは全く杞憂である。なぜならば、青年学級を運営するについては、政府としても、市町村としても地域青年団の協力を期待しているのであつてむしろ健全な青年学級の運営をために、青年団の側面的協力を不可欠とするものであると考へている。

2 青年学級の自主的の運営のた

即ち青年学級の運営は、殆んど青年の手によつて行われ、市町村当局は単にその財政經理の面のみを担当することによつてむしろ理想的な青年学級の経営が行われるものと考へているのであつて、青年学級の経営が、市町村の手によつてなされるために青年団の活動を止迫させるものな方針はとるべきではない。

3 青年学級の運営に關しては連日の熱さによるる程に夏を脱しての世話を、青年によつて行うわけ、例えば、学級生の出席簿の取扱いが、月報に關しては、すべて青年団が九月も編纂にかからねばならぬに當ることは望ましい方法であると思ふ。

青年学級の法制化は、勤労青年待望しております。△公民館の教育を官制の支配下におく大會もせまりました。皆様が大會からおかえりになるとこの音が青年学級の健全な發展をははむも

なりがちなをお許しして、おち

△公民館七月

号を送り出すと

くその後数日

の青年学級

を送り出した申田

△公民館七月

号を送り出すと

くその後数日

の青年学級

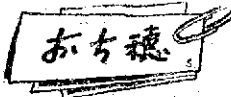
を送り出した申田

さんの努力に

深甚なる敬意を

表わす。

おち



おち

る教育事業であり、國としても勤労青年教育の振興について重要な責任がある。そこで、特定の要件を具えた青年学級に對し、國庫補助を与へんとするものである。然しこのことによつて國が命令し画一的教育をなすものではなく、あくまでも勤労青年の意向を尊重し、地域の実態に即応して開設されるものであるから、決して青年学級によつて勤労青年の教育を官僚的支配下におくといふ意圖はないのであ